

美馬市パートナーシップ宣誓制度で利用できる行政サービス等

サービス名	内 容	宣誓書受領証の提示	担当課等
市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある二人を、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とする。 ただし、他に収入等の入居要件あり。	要	住宅・拠点整備 (0883-52-5612)
救急搬送証明書の交付	パートナーシップ証明の提示により、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、救急搬送証明書を交付する。	要	消防本部救急救助課 (0883-52-3061)
災害対策基本法第86条の15に規定する安否情報の照会	照会者が同居の場合には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。	要	危機管理課 (0883-52-1677)